注　記　事　項

【重要な会計方針】

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、文部科学省からの指定に従い、退職一時金を含む「特殊要因運営費交付金」については、費用進行基準または業務達成基準を、「機能強化経費」については業務達成基準及び期間進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建　　物	２～50年
構　築　物	２～47年
機械装置	５～20年
車輌運搬具	２～７年
工具器具備品	２～20年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で、受託研究等収入によって購入した固定資産については研究期間で減価償却している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

４．損害賠償損失引当金の計上基準

損害賠償金の支払に備えるため、当該事業年度末における支払見込額に基づき計上している。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

７．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成29年３月31日における10年利付国債の利回り（日本相互証券が公表しているもの）0.065％で計算している。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

11．金額の表示単位

千円未満切り捨てにより表示している。

12．資産除去債務関係

１．資産除去債務の内容等

区　　分	法令によるもの	契約によるもの
対象事項	アスベスト除去	借用地に建築している建物の原状回復義務等
関連法令等	石綿障害予防規則等	土地賃貸借契約等
種類	建物	建物
対象件数	13件	２件
資産除去債務計上額	115,625千円	20,167千円
支払発生までの見込期間	注１	注１
適用した割引率	注２	注２

（注１）　支出発生までの見込み期間が未定であるため、当該資産の減価償却終了時を支出発生時としている。これにより、見込み期間は６年から30年を採用している。

（注２）　資産除去債務の見積りにあたり、割引率は0.00％から0.43％を採用している。

２．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	0千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0千円
時の経過による調整額	0千円
資産除去債務の履行による減少額	0千円
その他増減額（△は減少）	135,792千円
期末残高	135,792千円